

基準2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点2-1-①： 学科（専攻課程を含む。）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学の教育研究の目的は学則に規定するとおり「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与すること」である。本学では開学以来、昭和33年、昭和40年、昭和55年、平成5年と学科の改組に取り組んできた。その結果現在は、表2-1に示すように、産業情報学科、食物栄養学科、社会福祉学科の3学科の構成となっている。それぞれの学科の目的は、「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」に定めている（前出表1-2）。

産業情報学科は、経営情報コースとデザイン情報コースを配置し、それぞれの視点から今日的課題を見つめ、情報化時代に柔軟に適応できる統合能力を有する人材を育成することを目的としている。食物栄養学科は、地域社会において健康を守る食の担い手として「食」と「健康」について広く深く専門知識を身につけ、ライフスタイルに見合った食生活をするための指導・支援ができ、かつ、現代社会に即応できる高度な専門知識と実践的な技能を備えた人材を育成することを目的としている。社会福祉学科は、人間尊重の理念に基づき、人間社会の中に存在する福祉問題を発見する能力やこれらの問題の根本にある本質を見抜き、解決することのできる基礎的能力と科学的洞察能力を身につけ、地域社会の幅広い分野で社会福祉の向上に寄与できる人材を育成することを目的としている。なお、食物栄養学科は、厚生労働省認定の「栄養士養成施設」であるほかに、日本フードスペシャリスト協会認定「フードスペシャリスト」と独立行政法人国立健康・栄養研究所指定「栄養情報担当者」の養成を目指した科目を開設している。社会福祉学科は、厚生労働省認定の「保育士養成施設」及び「社会福祉士養成施設」である。

表2-1 学科の構成及び学生定員

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
産 業 情 報 学 科	60 人	120人
食 物 栄 養 学 科	40 人	80人
社 会 福 祉 学 科	50 人	100人
計	150 人	300人

【分析結果とその根拠理由】

本学の学科構成は、学則及び「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」に示される教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 2-1-②： 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学の教養教育は、学則に定める目的に沿って適切に配置しており、産業情報学科・食物栄養学科・社会福祉学科の教育目標を達成するための共通の教養教育となっている。本学の教養基礎科目を担当している各学科所属の専任教員5名と会津大学文化研究センターの教員4名の計9名で構成される教養基礎会議（表2-2、資料2-1-2-A 教養基礎会議構成教員名簿）を設置し、本学における教養教育全体を統括している。

本学における教養教育の基本的方針は、学生のニーズや社会情勢の変化を踏まえた多様な科目を用意することにある。具体的には教養基礎会議で検討の上、英語教育におけるTOEIC等の資格試験向けの授業（平成13年度）、四年制大学への編入を目指す学生向けの授業（平成20年度）及び社会的・国際的テーマを取り上げる総合科目（平成17年度）などを導入した。

表 2-2 会津大学短期大学部教養基礎会議規程（抜粋）

<p>(構成)</p> <p>第2条 教養基礎会議は、教養基礎科目を担当する本学教員をもって構成する。</p> <p>2 教養基礎会議議長（以下「教養議長」という。）が必要と認めたときは、教養基礎会議に会津大学コンピュータ理工学部所属の教養基礎科目担当教員を加えることができる。</p> <p>(招集及び議長)</p> <p>第3条 教養基礎会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、教養議長が招集し、議長となる。</p> <p>一 教養議長が必要と認めたとき。</p> <p>二 構成員総数の4分の1以上の請求があったとき。</p> <p>2 教養議長に事故あるときは、教養議長があらかじめ指名した教員が議長となる。</p> <p>(定足数及び議決)</p> <p>第4条 教養基礎会議は、構成員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>2 教養基礎会議の議事は、学内規則に特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決する。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第5条 教養基礎会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>一 教養基礎科目に係る教務に関すること。</p> <p>二 教養基礎科目の担当教員の選考に関すること。</p> <p>三 教養基礎科目に係る図書を選定に関すること。</p> <p>四 教養基礎科目に係る予算要求及び配分に関すること。</p> <p>五 その他教養基礎科目に関すること。</p> <p>(審議の制限等)</p> <p>第6条 前条の審議事項のうち、教育研究審議会及び教授会の議決事項については、教養基礎会議は教育研究審議会及び教授会への提出議案並びに教育研究審議会及び教授会決定に基づく実施案のみを審議する。</p> <p>2 教養基礎会議で議決する事項及び範囲について疑義があるときは、学長が教授会に諮り、決定する。</p> <p>3 前条第一号及び第二号に規定する事項を審議するときは、教養議長は学生部長と、第三号に規定する事項を審議するときは、附属図書館長と必要な限度において事前に協議しなければならない。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第7条 教養議長が必要と認めたとき、教養基礎会議に諮り、本学教員、教養基礎科目担当兼任教員、事務局職員又は</p>
--

学生代表に出席を求め、意見を聴取することができる。

(書記)

第8条 教養基礎会議には、審議内容を記録するため書記1名を置く。

2 書記は、教養議長が教養基礎会議に諮り、所属教員の中からこれを委嘱する。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教養教育は、内容的にも工夫がなされ、全学生の受講機会が確保されており、教養基礎会議は、教養教育を総括する組織として整備され、教養科目の設定や改変を行っていることから適切に機能している。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点2-1-③： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

観点2-1-④： 短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学では、昭和55年度の汎用大型コンピュータの導入以来、情報処理教育を積極的に推進してきた。それまでは産業情報学科の前身であった商科及びデザイン科が中心となって運用していたが、平成5年度に「コンピュータセンター」を設置して、全学的に利用することを可能とし、十分な学習環境を備えたものとなっている。管理・運営はコンピュータセンター運営委員会(表2-3)が行っている。

表2-3 会津大学短期大学部コンピュータセンター運営委員会規程(抜粋)

(構成)

第2条 コンピュータセンター運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 コンピュータセンター長
- 二 産業情報学科から選出された教員2名
- 三 その他の学科から選出された教員各1名

2 前項の構成員のうち第一号は、第二号又は第三号の委員を兼任することができる。

(招集及び議長)

第3条 コンピュータセンター運営委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、コンピュータセンター長が招集し、議長となる。

- 一 コンピュータセンター長が必要と認めたとき。
- 二 委員から請求があったとき。

2 コンピュータセンター長に事故あるときは、コンピュータセンター長があらかじめ指名した委員が議長となる。

(所管事項)

第4条 コンピュータセンター運営委員会は、コンピュータセンターの円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項

を所管する。

- 一 各種コンピュータシステムの統括、管理、運営等に関すること。
- 二 情報処理教育に関すること。
- 三 その他コンピュータセンターの統括、管理、運営等に関して必要と認められること。

(会務)

第5条 コンピュータセンター運営委員会は、前条に規定する各号について、コンピュータセンター長より提案された事項を審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会議決事項については教授会提出議案及び教授会決定に基づく実施案の審議のみを行うものとする。

(委員の職務)

第6条 委員はコンピュータセンターの円滑な運営に関する事項について、関係機関との連絡調整にあたり、かつ、コンピュータセンター長の職務の執行を補佐する。

(意見の聴取)

第7条 コンピュータセンター長が必要と認めたときは、コンピュータセンター運営委員会に諮り、委員以外の教員又は事務局職員に出席を求め、意見を聴取することができる。

(書記)

第8条 コンピュータセンター運営委員会には、審議内容を記録するため書記1名を置く。

- 2 書記は、コンピュータセンター長がコンピュータセンター運営委員会に諮り、委員の中から委嘱する。

また、昭和37年度に開設した「産業調査室」(昭和55年度に「地域総合調査室」と名称変更)を公開講座や派遣講座の活動と統合して、平成19年度に「地域活性化センター」を開設した。地域活性化センターの設置目的は、地域社会との連携及び学内の共同研究を推進することにより、本学の教育研究の進展に寄与し、地域社会の産業、生活、文化及び福祉の向上を図ることにある(表2-4、別冊資料A 大学案内 P32、http://www.jc.u-aizu.ac.jp/09/13500_1.html)。地域活性化センターの主な活動内容は、①福島県やその出先機関、近隣市町村との協働・連携を強化し地域の活性化を推進すること、②派遣講座、公開講座及び高大連携事業を通じて生涯学習等を推進すること、③地域活性化センターの受託研究、授業科目「地域プロジェクト演習」、卒業研究や各種デザインコンペティション活動等を中心に学生が地域社会に出て調査研究等を推進する、問題解決型学習及び学生参画型実学・実践教育の機会を提供すること、④地域社会が抱える問題や課題を具体的に掘り起こし、関係機関との協働・連携機能を高めて地域活性化センターの運営強化を図ることなどである。なお、具体的な活動内容はホームページに掲載している(http://www.jc.u-aizu.ac.jp/09/135_00.html)。運営の面では、会津管内各市町村及び関係団体等で構成する「地域活性化センター運営推進会議」(<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/09/13510.html>)を設け、学内には「地域活性化センター運営委員会」(表2-5)を設置している。

表2-4 会津大学短期大学部地域活性化センター規程(抜粋)

(目的)

第2条 センターは、行政及び民間等外部の機関(以下「外部機関等」という。)との連携並びに学内の共同研究を推進することにより、会津大学短期大学部(以下「本学」という。)の教育研究の発展に寄与し、地域社会の産業、生活、文化及び福祉の向上に資することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼任事務職員
- (4) 専門職員
- (5) 研究員
- (6) その他センター長が必要と認めた教職員

(業務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外部機関等との連携に関すること。
- (2) 外部機関等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (3) 学内の共同研究に関すること。
- (4) 公開講座及び派遣講座等に関すること。
- (5) 研究会、講演会及び講習会等に関すること。
- (6) 機関誌「地域研究」その他印刷物の刊行に関すること。
- (7) 外部機関等との情報交換と連携の推進等に関すること。
- (8) 本学の学生に対する実践的な教育及び研究指導・相談に関すること。
- (9) 知的財産に関すること。
- (10) その他地域連携に関すること。

(センター長)

第5条 センター長の選考は、本学の専任教員の中から、部科長会議の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て、これを任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 センター長の職務を補佐するため副センター長を置くことができるものとする。

2 副センター長の選考は、原則として本学の専任教員の中から、センター長の推薦に基づき、学長が行う。

3 センター長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副センター長を学外から委嘱する場合には、部科長会議の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て委嘱する。

(客員教授等)

第7条 センターに、地域連携に関する専門的な指導及び助言を行うため、顧問及び客員教授又は客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができるものとする。

2 客員教授等の選考は、別に定めるところによる。

(専門職員)

第8条 専門職員の選考は、部科長会議の議に基づき、学長が行う。

2 専門職員は、センター長を補佐し、センターの業務を処理する。

(研究員)

第9条 センターの実施する事業を研究推進するため、研究員を置くことができるものとする。

2 研究員は、本学の専任教員及び非常勤職員又は地域連携を行う外部機関等の職員並びに団体の中から選考することができるものとする。

3 研究員を本学の専任教員及び非常勤職員の中から選考する場合には、その者が所属する部科の長の推薦に基づき、

学長が行う。

4 研究員を外部機関等の職員及び団体の中から選考する場合には、その者が所属する長の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て委嘱する。

5 研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第10条 センターの運営に係る事項について審議するため、地域活性化センター運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(運営推進会議)

第11条 センターが行う外部機関等との事業の企画、立案、計画、評価等に関する事項を協議するため、地域活性化センター運営推進会議（以下「運営推進会議」という。）を置くことができる。

2 運営推進会議に関して必要な事項は、別に定める。

表2-5 会津大学短期大学部地域活性化センター運営委員会規程（抜粋）

(構成)

第2条 センター運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 地域活性化センター長（以下「センター長」という）

(2) 地域活性化センター副センター長

(3) 産業情報学科から選出された教員2名

(4) その他の学科から選出された教員各1名

(5) 地域連携関係機関の職員及び団体の代表者のうちから学長が委嘱した委員

2 前の構成員のうち第1号又は第2号の者は、第3号又は第4号の委員を兼任することができる。

3 センター長が必要と認めたときは、地域活性化センター運営委員会の議に基づいて若干名の委員を委員会に加えることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職にあるもので選出された者の任期は、前2項の規定にかかわらず公職の任期とする。

(招集及び議長)

第4条 センター運営委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センター長が招集し、議長となる

(1) センター長が必要と認めたとき。

(2) 委員から請求があったとき。

2 センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員が議長となる。

3 センター運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(審議事項)

第5条 センター運営委員会は、地域活性化センター（以下「センター」という）の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を所管する。

(1) センターが行う業務の企画、立案に関すること。

(2) センターが行う業務の実施計画に関すること。

(3) センターの運営に関すること。

- (4) センターの予算及び執行計画に関すること。
- (5) その他センターの運営等に関して必要と認められること。

(会務)

第6条 センター運営委員会は、前条に規定する各号について、学長又はセンター長より提案された事項を審議する。

(委員の職務)

第7条 委員は、円滑な運営に関する事項について、関係機関との連絡調整及び企画立案にあたるとともにセンター長の職務の執行を補佐する。

【分析結果とその根拠理由】

コンピュータセンターは、運営委員会の管理・運営の下に全学的な利用が行われている。

地域活性化センターは、地域社会との協働・連携を強化して地域課題の調査研究を推進するとともに、学生参画型実学・実践教育等に寄与しており、適切に運営されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点到係る状況】

教育研究審議会は、公立大学法人会津大学定款第 18 条の規定により、教育研究に関する重要事項を審議する機関として設置されており、会津大学短期大学部教育研究審議会規程（表 2-6）第 3 条により、中期計画や年度計画等について審議を行っている（平成 21 年度は 2 回開催）。なお、平成 21 年度教育研究審議会委員は表 2-7 のとおりである。

教授会は、会津大学短期大学部学則第 41 条（教授会）及び会津大学短期大学部教授会規程（表 2-8）第 3 条により、重要事項を審議することが定められており、月例の定例教授会と入学試験合否判定や卒業判定等を行う特別教授会、さらに教員採用等必要に応じて臨時教授会が開催されている（平成 21 年度は計 12 回、資料 2-2-1-1-A 教授会議事録）。

表 2-6 会津大学短期大学部教育研究審議会規程（抜粋）

(組織)

第2条 教育研究審議会は、委員 15 人以内で組織し、教育研究審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 各学科長
- (4) 附属図書館長
- (5) 学生部長
- (6) 教養基礎会議議長
- (7) コンピュータセンター長
- (8) 事務局代表者 1 名

<p>(9) 教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する教職員</p> <p>(10) 公立大学法人会津大学の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育研究審議会の承認を得て理事長が任命する者</p> <p>2 前項第9号及び第10号に掲げる者の数は、それぞれ3人及び2人とする。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、役員である委員及び第1項第2号から第8号に該当する委員については、当該職の任期とする。</p> <p>4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>(3) 学則（教育研究に関する部分に限る。）、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 教員の人事及び評価の方針又は基準に関する事項</p> <p>(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</p> <p>(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項</p>
--

表 2-7 平成 21 年度公立大学法人会津大学短期大学部教育研究審議会委員

委員の構成	備考
学長	
短期大学部長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
産業情報学科長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
食物栄養学科長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
社会福祉学科長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
附属図書館長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
学生部長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	

教養基礎会議議長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
コンピュータセンター長 【学長が定める教育研究上の重要な組織の長】	
短期大学担当次長 【学長が指名する副理事長、理事又は職員】	
入学試験委員長 【審議会が定めるところにより学長が指名する副理事長、理事又は職員】	
進路指導委員長 【審議会が定めるところにより学長が指名する副理事長、理事又は職員】	
地域活性化センター長 【審議会が定めるところにより学長が指名する副理事長、理事又は職員】	
【審議会の承認を得て外部から理事長が任命する方】	福島県立葵高等学校長
【審議会の承認を得て外部から理事長が任命する方】	福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター所長

表 2-8 会津大学短期大学部教授会規程（抜粋）

<p>(構成員)</p> <p>第2条 教授会は、学長、専任の教授、准教授、講師及び助教（以下「構成員」という。）をもって組織する。ただし、学長が必要と認めるときは、助手を教授会の組織に加えることができる。</p> <p>第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>一 学則、組織及び運営に関する重要な規則（経営に関する部分を除く。）の制定又は改廃に関する原案作成</p> <p>二 教員人事に関する事項</p> <p>三 教育課程に関すること。</p> <p>四 入学、退学、休学、復学、転学科、転学、再入学、除籍及び賞罰等学生の身上に関すること。</p> <p>五 学生の試験及び卒業に関すること。</p> <p>六 学位の授与及び取り消しに関すること。</p> <p>七 その他教育研究及び運営に関する重要事項</p> <p>2 教授会は審議結果について、教育研究審議会に報告するものとする。</p>
--

また、本学の運営に必要な委員会として、会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則（表 2-9）により、企画運営、評価、機関別認証評価、会計監査、教務厚生、入学試験、進路指導、附属図書館、広報、地域活性化センター運営、コンピュータセンター運営、国際交流、ハラスメント防止などの委員会を設置しており、主に教務厚生委員会が教育活動に係る審議等を行っている。さらに、各学科における教育及び研究活動を円滑に行うため、各学科に学科会議を設置し、学科内の教育計画や教務、学生の厚生補導等に関する事項を審議するとともに、教養基礎科目の教育の円滑な運営を図るため、教養基礎会議を設置し、教養基礎科目に係る教務等に関する事項を審議している。

また、本学全般の運営を円滑にするため、部科長会議（構成員：学長、学部長、各学科長、附属図書館長、学

生部長及び事務局代表者)を設置し、大学全般の業務に係る連絡・調整、学内重要事項に関する学長原案の調整等を行っている。

委員会や学科会議等での詳細な審議及び部科長会議による議決を経て、教授会で最終決定を行っている。

表 2-9 会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則 (抜粋)

<p>第2章 教員の所属</p> <p>(所属の決定)</p> <p>第3条 本学の専任の教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)は、産業情報学科、食物栄養学科及び社会福祉学科のいずれかに所属するものとする。</p> <p>2 教員の所属は、第4条に定める基準にしたがい、学長が教授会に諮り、これを決定する。</p> <p>(所属の基準)</p> <p>第4条 会津大学短期大学部学則第19条第2項の別表に規定する産業情報学科に関する専門教育科目を主として担当する教員は産業情報学科に、食物栄養学科に関する専門教育科目を主として担当する教員は食物栄養学科に、社会福祉学科に関する専門教員科目を主として担当する教員は社会福祉学科に所属する。</p> <p>第3章 学科長</p> <p>(学科長)</p> <p>第5条 産業情報学科、食物栄養学科及び社会福祉学科(以下「学科」という。)には、それぞれ学科長を置く。</p> <p>(選出及び任期)</p> <p>第6条 学科長はそれぞれの学科に所属する教授のうちから、当該学科に所属する教員で選出し、教授会の承認を得て、学部長がこれを理事長に内申する。</p> <p>2 学科長の選出は選挙により行う。</p> <p>3 選挙は単記無記名投票で行い、投票総数の過半数を得た者を学科長予定者とする。</p> <p>4 学科長の任期は2年とする。</p> <p>第4章 短期大学部附属図書館長</p> <p>(選出及び任期)</p> <p>第7条 短期大学部附属図書館長(以下「附属図書館長」という。)は、本学の教授のうちから選出し、教授会の承認を得て、学部長がこれを理事長に内申する。</p> <p>2 附属図書館長の選出は選挙により行う。</p> <p>3 選挙は単記無記名投票で行い、投票総数の過半数を得た者を附属図書館長予定者とする。</p> <p>4 附属図書館長の任期は2年とする。</p> <p>第5章 短期大学部学生部長</p> <p>(選出及び任期)</p> <p>第8条 短期大学部学生部長(以下「学生部長」という。)の選出及び任期については、前条を準用する。</p> <p>(職務)</p> <p>第9条 学生部長は、教務に関する事項、厚生補導に関する事項、進路に関する事項、入学者選考に関する事項、公開講座に関する事項及び広報活動に関する事項について執行し、教務厚生委員、進路指導委員、入学試験委員及び広報委員を統括する。</p> <p>2 学生部長は、前項の執行にあたり、各学科長と十分に協議しなければならない。</p> <p>第6章 地域活性化センター</p> <p>(地域活性化センター)</p>

第10条 地域社会との連携並びに学内の共同研究を推進することにより、本学の教育研究の進展に寄与し、地域社会の産業、生活、文化及び福祉の向上を図るため、本学に附属機関として地域活性化センターを置く。

- 2 地域活性化センターには、地域活性化センター長（以下「活性化センター長」という。）を置く。
- 3 活性化センター長は、部科長会議の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て、これを任命する。
- 4 活性化センター長の任期は2年とする。
- 5 地域活性化センターに関して必要な事項は別に定める。

第7章 コンピュータセンター

（コンピュータセンター）

第11条 各種コンピュータシステムの統括、管理、運営等を行うため、本学にコンピュータセンターを置く。

- 2 コンピュータセンターには、コンピュータセンター長を置く。
- 3 コンピュータセンター長は部科長会議の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て、これを任命する。
- 4 コンピュータセンター長の任期は2年とする。
- 5 コンピュータセンターに関して必要な事項は別に定める。

第8章 キャリア支援センター

（キャリア支援センター）

第12条 本学学生の進路等に関する支援を円滑に推進するために、キャリア支援センターを置く。

- 2 キャリア支援センターには、キャリア支援センター長（以下「支援センター長」という。）を置く。
- 3 支援センター長は、進路指導委員長をもって充てる
- 4 支援センター長の任期は2年とする。
- 5 キャリア支援センターに関して必要な事項は別に定める。

第9章 学科会議

（学科会議）

第13条 各学科における教育及び研究活動を円滑に行うため、それぞれの学科に学科会議を置く。

- 2 学科会議に関して必要な事項は別に定める。

（教養基礎会議）

第14条 本学における教養基礎科目に関する事項を審議し、円滑な運営を図るため教養基礎会議を置く。

- 2 教養基礎会議は、教養基礎科目を担当する本学教員をもって構成する。
- 3 教養基礎会議には、教養基礎会議議長（以下「教養議長」という。）を置く。
- 4 教養議長は部科長会議の推薦に基づき、学長が教授会の承認を得て、これを任命する。
- 5 教養議長の任期は2年とする。
- 6 教養基礎会議に関して必要な事項は別に定める。

第10章 連絡調整会議

（部科長会議）

第15条 学長、役員会、各審議会及び部科相互間の連絡調整、教員人事及び運営に関する重要事項を審議し、本学全般の運営を円滑にするため、部科長会議を置く。

- 2 部科長会議は学長、短期大学部長、部科長及び事務局代表者1名をもって構成する。
- 3 学長が必要と認めたときは、学長は活性化センター長、コンピューターセンター長、教養議長、進路指導委員長、及び入学試験委員長等を、それぞれ所管事項に関する範囲内で会議に加えることができる。
- 4 部科長会議に関して必要な事項は別に定める。

第11章 委員会

(企画運営委員会)

第16条 本学における業務運営を円滑に図るため、企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
- 二 各学科長
- 三 附属図書館長
- 四 学生部長
- 五 活性化センター長
- 六 コンピュータセンター長
- 七 教養議長
- 八 入学試験委員長
- 九 進路指導委員長
- 十 各学科から選出された教員各1名
- 十一 事務局代表者1名

3 前項に規定する者のほか、企画運営委員会の議に基づいて学長が指名する教員を委員に加えることができる。

4 第2項の構成員のうち第一号から第九号までの委員は、第十号の委員を兼任することができる。

5 企画運営委員会に関して必要な事項は別に定める。

(評価委員会)

第17条 本学における大学評価に関する事項を審議するため、評価委員会を置く。

2 評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
- 二 各学科長
- 三 附属図書館長
- 四 学生部長
- 五 活性化センター長
- 六 コンピュータセンター長
- 七 教養議長
- 八 入学試験委員長
- 九 進路指導委員長
- 十 各学科から選出された教員各1名
- 十一 事務局代表者1名

3 前項に規定する者のほか、評価委員会の議に基づいて学長が指名する教員を委員に加えることができる。

4 第2項の構成員のうち第一号から第九号までの委員は、第十号の委員を兼任することができる。

5 評価委員会に関して必要な事項は別に定める。

(機関別認証評価委員会)

第17条の2 本学における機関別認証評価に関する事項を審議するため、機関別認証評価委員会を置く。

2 機関別認証評価委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
- 二 各学科長

- 三 附属図書館長
- 四 学生部長
- 五 活性化センター長
- 六 コンピュータセンター長
- 七 教養議長
- 八 入学試験委員長
- 九 進路指導委員長
- 十 企画運営委員会ファカルティ・ディベロップメント小委員長
- 十一 学長が指名する機関別認証評価に関し識見を有する教員
- 十二 各学科から選出された教員各1名
- 十三 事務局短期大学担当次長及び事務室長

3 前項に規定する者のほか、機関別認証評価委員会の議に基づいて学長が指名する教員を委員に加えることができる。

4 第2項の構成員のうち第一号から第十一号までの委員は、第十二号の委員を兼任することができる。

5 機関別認証評価委員会に関して必要な事項は別に定める。

(会計監査委員会)

第18条 会計監査に関する事項を審議し、学内会計監査を円滑に行うため、会計監査委員会を置く。

2 会計監査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 各学科から選出された教員各1名
- 二 産業情報学科経営情報コースから選出された教員2名
- 三 事務局代表者1名

四 前項に規定する者のほか、会計監査委員会の議に基づいて学長が指名する教員を委員に加えることができる。

3 会計監査委員会に関して必要な事項は別に定める。

(教務厚生委員会)

第19条 教務厚生に関する事項（ただし、入学者選考に関する事項を除く。）について審議するため、学生部に教務厚生委員会を置く。

2 教務厚生委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 産業情報学科から選出された教員2名
- 三 その他の学科から選出された教員各1名
- 四 教養基礎会議から選出された教員1名

3 教務厚生委員会に関して必要な事項は別に定める。

(入学試験委員会)

第20条 入学者選考の公正かつ円滑な運営を期するため、学生部に入学試験委員会を置く。

2 入学試験委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 産業情報学科から選出された教員2名
- 三 その他の学科から選出された教員各1名

3 学長が必要と認めたときは、教養基礎会議代表者1名を委員会に加えることができる。

4 学生部長が必要と認めたときは、別に委員長を置き、入学者選考に関する事項の審議及び執行について、その職務

の全部又は一部を委任することができる。

5 入学試験委員会に関して必要な事項は別に定める。

(進路指導委員会)

第21条 学生の進路に関する事項について審議するため、学生部に進路指導委員会を置く。

2 進路指導委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 産業情報学科から選出された教員2名
- 三 その他の学科から選出された教員各1名
- 四 キャリア支援センターから選出された職員1名

3 学生部長が必要と認めたときは、別に委員長を置き、学生部長は学生の進路に関する事項の審議及び執行について、その職務の全部又は一部を委任することができる。

4 進路指導委員会に関して必要な事項は別に定める。

(附属図書館委員会)

第22条 附属図書館及び本学の学術研究(研究年報、奨励研究等)に関する事項を審議するため、附属図書館委員会を置く。

2 附属図書館委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 附属図書館長
- 二 各学科から選出された教員各1名

3 学長が必要と認めたときは、教養基礎会議代表者1名を委員会に加えることができる。

4 附属図書館委員会に関して必要な事項は別に定める。

(広報委員会)

第23条 広報活動に関する事項を審議し、広報活動を円滑に行うため、広報委員会を置く。

2 広報委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生部長
- 二 附属図書館長
- 三 活性化センター長
- 四 コンピュータセンター長
- 五 教養議長
- 六 入学試験委員長
- 七 進路指導委員長
- 八 産業情報学科から選出された教員2名
- 九 その他の学科から選出された教員各1名
- 十 事務局代表者1名

3 学生部長が必要と認めたときは、若干名の委員を委員会に加えることができる。

4 第2項の構成員のうち第一号から第七号までの委員は、第八号又は第九号の委員を兼任することができる。

5 広報委員会に関して必要な事項は別に定める。

(地域活性化センター運営委員会)

第24条 地域活性化センターの事業を企画し、その円滑な運営を図るため地域活性化センター運営委員会を置く。

2 地域活性化センター運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 活性化センター長

- 二 活性化センター副センター長
 - 三 産業情報学科から選出された教員 2 名
 - 四 その他の学科から選出された教員 1 名
 - 五 地域連携関係機関の職員及び団体の代表者のうちから学長が委嘱した委員
- 3 前項の構成員のうち第二号の者は、第三号又は第四号の委員を兼任することができる。
- 4 活性化センター長が必要と認めたときは、地域活性化センター運営委員会の議に基づいて若干名の委員を委員会に加えることができる。
- (コンピュータセンター運営委員会)
- 第 25 条 コンピュータセンターの円滑な運営を図るため、コンピュータセンター運営委員会を置く。
- 2 コンピュータセンター運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- 一 コンピュータセンター長
 - 二 産業情報学科から選出された教員 2 名
 - 三 その他の学科から選出された教員各 1 名
- 3 前項の構成員のうち第一号の者は、第二号又は第三号の委員を兼任することができる。
- 4 学部長が必要と認めたときは、若干名の委員を委員会に加えることができる。
- (国際交流委員会)
- 第 26 条 国際交流を推進するため、国際交流委員会を置く。
- 2 国際交流委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。
- 一 教養基礎会議長
 - 二 各学科から選出された教員 1 名
 - 三 学部長が必要と認めた委員若干名
- 3 前項の構成員のうち第二号の委員は当分の間、選出しなくてもよい。
- (学生相談員)
- 第 27 条 本学学生の心身及び学内外生活等の悩みごとの相談に応じるため、学生相談員を置く。
- 2 学生相談員に関して必要な事項は別に定める。
- (ハラスメント防止委員会)
- 第 28 条 本学におけるハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題に適切に対応するため、ハラスメント防止委員会を置く。
- 2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。ただし、委員が当事者となった場合には、委員会の審議に加わることはできない。
- 一 学部長
 - 二 各学科長
 - 三 学生部長
 - 四 学生相談員代表者 1 名
 - 五 学部長が指名する女性教員 1 名
 - 六 短期大学担当次長
 - 七 事務室長
 - 八 相談員
- 3 ハラスメント防止委員会に関して必要な事項は別に定める。
- (研究費等受入審査委員会)

第29条 本学における受託研究及び奨学寄附金の受入れについて審査するため、研究等受入審査委員会を置く。

2 研究費等受入審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 産業情報学科から選出された教員2名
- 二 その他の学科から選出された教員各1名
- 三 事務局代表者1名

3 研究費等受入審査委員会に関して必要な事項は別に定める。

(学術研究奨励会)

第30条 教育及び学術研究の向上を図ることを目的として学術研究奨励会を置く。

2 学術研究奨励会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
- 二 各学科長
- 三 附属図書館長
- 四 学生部長
- 五 活性化センター長
- 六 コンピュータセンター長
- 七 教養議長
- 八 各学科から選出された教員各1名
- 九 事務局代表者1名

3 学術研究奨励会に関して必要な事項は別に定める。

(職務発明審査会)

第31条 本学の教職員がした発明、考案、意匠の創作及び品種の育成等の取扱いについて審査・認定、権利の承継等を審議するため、職務発明審査会を置く。

2 職務発明審査会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長及び短期大学部長
- 二 産業情報学科から選出された教員2名
- 三 その他の学科から選出された教員各1名
- 四 事務局代表者1名

3 職務発明審査会に関して必要な事項は別に定める。

【分析結果とその根拠理由】

教授会等において教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則により、教務厚生委員会を設置しており、会津短期大学部教務厚生委員会規程（表2-10）により、教務に関する事項、厚生指導に関する事項及び学生の補導に関する事項

を所管している。

同規則等により、学生部長、産業情報学科選出教員 2 名（各コース 1 名）、食物栄養学科及び社会福祉学科選出教員各 1 名、教養基礎会議 1 名、計 6 名の委員で構成し、学生部長が議長を務めている。平成 21 年度は、計 11 回開催し、入学式・学位記授与式・大学祭等の行事、ガイダンス、学科課程及び授業時間割、学生の休学・退学、定期試験日程、奨学生の推薦や学生寮の運営などについて審議した（資料 2-2-2-A 教務厚生委員会報告書）。

表 2-10 会津大学短期大学部教務厚生委員会規程（抜粋）

<p>(所管事項)</p> <p>第 4 条 教務厚生委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。</p> <p>一 教務に関する事項</p> <p>ア 学生の入学（入学者選考に関する事項を除く。）転学、転学科、休学、復学、退学、除籍、再入学及び卒業（いずれも学科会議の審議事項に関するものを除く。）に関する事</p> <p>イ 学科課程及び授業時間割に関する事</p> <p>ウ 授業科目の履修に関する事</p> <p>エ 認定試験及び成績に関する事</p> <p>オ 栄養士免許及び保育士の資格に関する事</p> <p>カ 科目等履修生、外国人留学生及び研究生に関する事</p> <p>キ その他教務に関する事</p> <p>二 厚生指導に関する事項</p> <p>ア 学生の奨学に関する事</p> <p>イ 学生の課外活動に関する事</p> <p>ウ 学生の自治活動に関する事</p> <p>エ 学生の保健衛生に関する事</p> <p>オ 学生のアルバイトに関する事</p> <p>カ 学生寮の規程、寮生規約及び寮生心得の改正に関する事</p> <p>キ 学生寮の寮生の生活指導に関する事</p> <p>ク 前 2 号に定めるもののほか、学生寮の運営に関する事</p> <p>ケ その他厚生指導に関する事</p> <p>三 学生の補導に関する事項</p>

【分析結果とその根拠理由】

教育課程や教育方法等教務に関する事項を所管する教務厚生委員会においては、適切な構成の下、実質的な検討が行われている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学が掲げる教育研究の目的に即して、各学科が具体的な教育研究の目標を定めるとともに、その目標に合わ

せて学科の改組やカリキュラムの編成・再編成を行っている。

また、地域活性化センターは、地域との協働・連携を強化し、学生参画型実学・実践教育の機会を提供できる体制を整えており、教育研究の目的を達成する上で適切に機能している。

【改善を要する点】

なし。

(3) 基準2の自己評価の概要

- ・本学の教育目的に基づき、各学科とコースがそれぞれ教育目的を掲げ、その目的に沿って、学科の構成が適切なものになっている。(観点2-1-①)
- ・教養教育の編成や運営は教養基礎会議が担当しているが、適切に機能している。(観点2-1-②)
- ・附属施設であるコンピュータセンターは十分な学習環境を備えている。また、地域活性化センターは、問題解決型学習及び学生参画型実学・実践教育の展開を支援している。(観点2-1-④)
- ・教育研究審議会及び教授会において重要事項の審議を行うとともに、教務厚生委員会を始め各種委員会等を設置して教育活動等について検討を行っている。(観点2-2-①②)